

# 序章 都市計画マスタープランの概要

---

## 第1節 都市計画マスタープランの役割

### (1) 都市計画とは

私たちが安全、安心、快適に暮らしていくためには、土地の使い方や建物の建て方のルールを定めたり、道路・公園・下水道など（都市施設）を計画的に配置、整備していく必要があります。

このようなまちづくりを進めるうえで、無秩序な開発を防止し、適正な土地利用や都市施設の配置、市街地整備など、まちの基盤となる事項を定めたものを「都市計画」といいます。

### (2) 都市計画マスタープランとは

「山形市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2の規定に基づき、市民の意見を反映させながら、都市計画に関する基本的な方針を総合的かつ体系的に示すものであり、その実現に向けた土地利用、道路、公園などのまちづくりに関する主要計画や具体的な各種施策は、この「都市計画マスタープラン」に即して進められます。

## 第2節 都市計画マスタープラン見直しのポイント

山形市では、平成10年10月に都市計画マスタープランを策定し、都市計画に関する施策を推進してきました。

策定から15年以上が経過し、人口減少や少子高齢化、地球温暖化をはじめとした環境問題や、東日本大震災を契機とした防災及びエネルギー問題などへの意識の高まりなど、社会経済情勢の変化による新たな課題が生じています。

また、魅力ある県都作りに向けて平成31年4月からの中核市<sup>※</sup>移行を目指すとともに、平成28年2月には、2060年までの人口の将来展望を描いた「山形市人口ビジョン<sup>※</sup>」と、その目標人口達成に向けた新たな経営計画となる「山形市発展計画<sup>※</sup>」を策定しました。

こうした状況に対応した、これからのまちづくりの方向性を示す必要があるため、「山形市都市計画マスタープラン」を見直します。

### ① まちの賑わいや活力を創出するまちづくり

南東北の中核都市としての発展と、仙台市との連携による同一経済圏としての発展を目指し、雇用創出、子育て支援などによる、若者定住の受け皿づくりと、交通ネットワークを活かした観光施策による交流の促進などにより、まちの賑わいや活力を生み出すまちづくりを進めます。

### ② 健康寿命を延ばし、誰もが暮らしやすいまちづくり

誰もが健康で安心して暮らせるために、医療環境の優位性を活かした質の高い医療や福祉サービスが充実したまちづくりを進めるとともに、市街地・集落を問わず住み慣れた地域で豊かな日常生活を送るため、地域に応じて、多様な交通手段の確保と、暮らしに必要な様々な機能の集積・確保を図ります。

### ③ 多様なライフスタイル<sup>※</sup>に応じた豊かなまちづくり

都市機能<sup>※</sup>の充実した利便性の高い市街地での暮らしや、自然豊かでやすらぎのある集落での暮らしが選択できるなど、居住環境の整備や魅力を高め、多様な価値観やライフスタイルが実現できるまちづくりを進めます。

### ④ 都市軸<sup>※</sup>と拠点形成によるまちづくり

田園、森林に囲まれた現在の都市構造を基礎とし、県都として、都市活動を牽引する市街地中心部の求心力を高めるとともに、産業や交流の発展を牽引する主要な交通軸を都市軸と位置づけ、この都市軸を意識しながら、地域に必要な都市機能や日常生活サービス機能<sup>※</sup>が集積された拠点や新たな雇用・活力を創出する拠点の形成と、拠点同士のネットワーク化を図ります。

本文中の※マークは、用語集に記載されている用語を示します。(以下同じ)

### 第3節 都市計画マスタープランの位置付けと構成

#### (1) 都市計画マスタープランの位置付け

山形市都市計画マスタープランは、「山形市総合計画※（基本構想）、山形市発展計画」、  
「山形市人口ビジョン」、「山形市国土利用計画※」に即し、その都市計画に関する事項について、山形市の各種関連計画とも整合性を保ちながら定めます。また、山形県が定める「山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（山形広域都市計画区域マスタープラン）※」に即すことにより、都市計画の広域的な一体性を確保します。

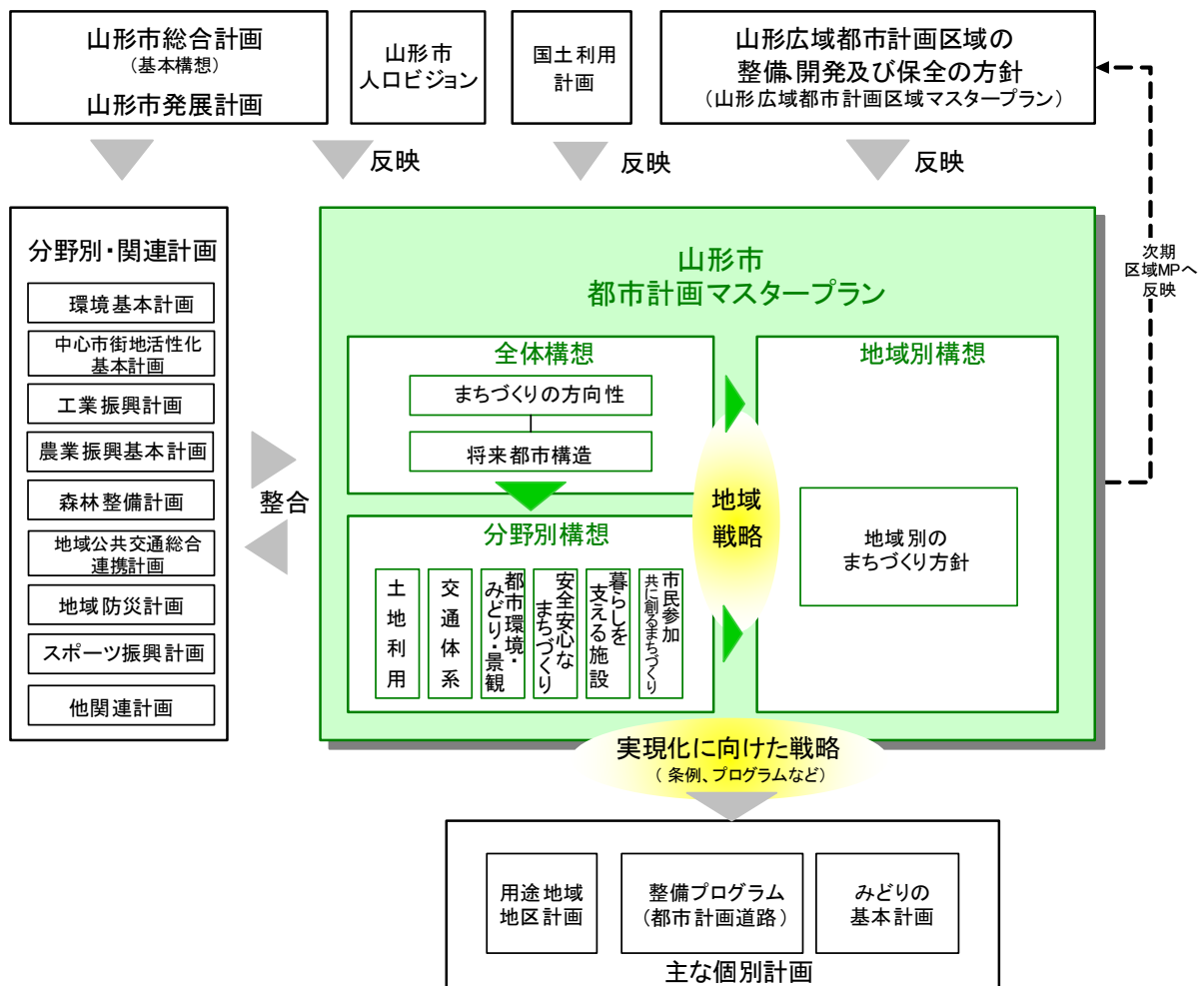
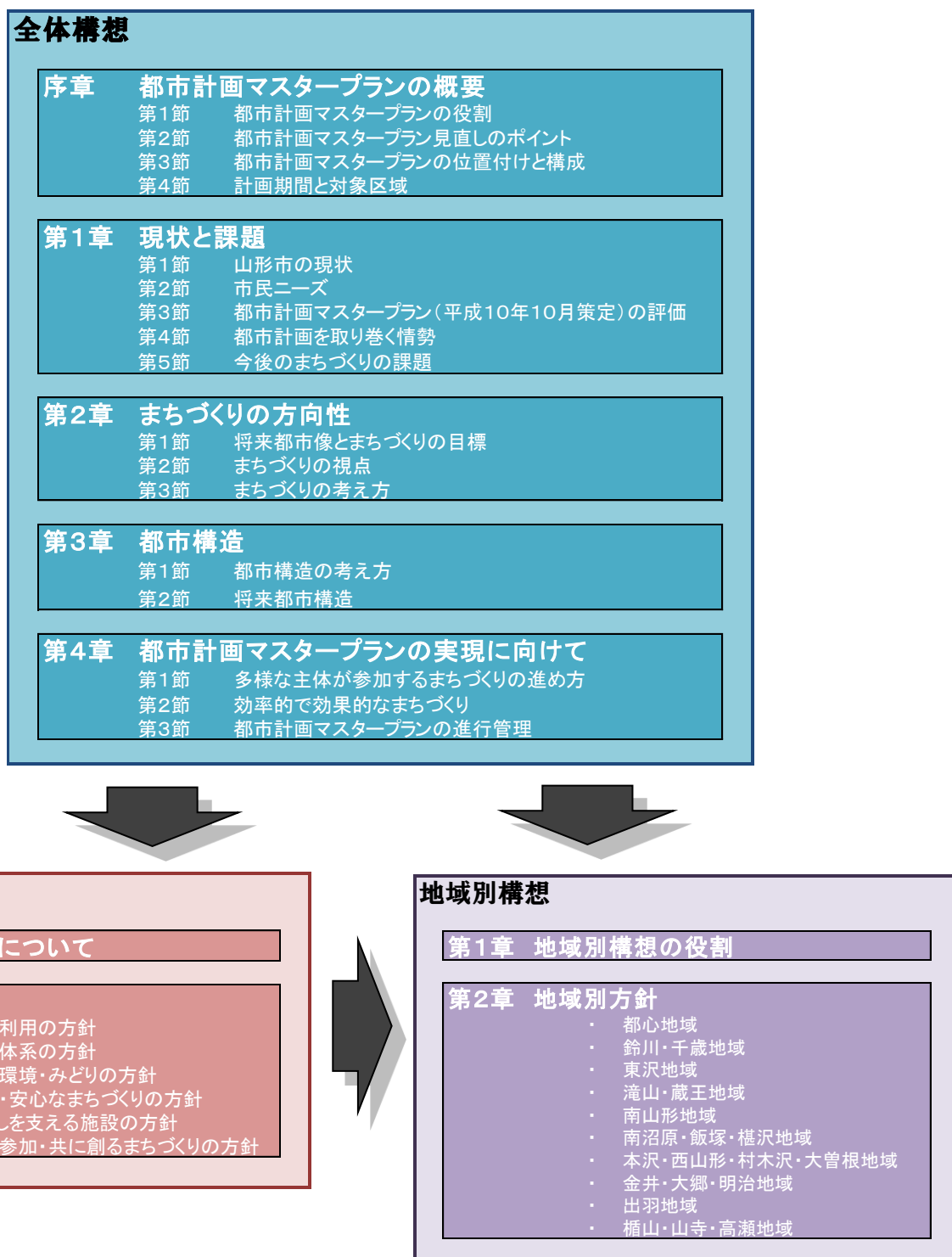


図 山形市都市計画マスタープランの位置付け

## (2) 都市計画マスタープランの構成

新たな「山形市都市計画マスタープラン」の構成は、まちづくりの方向性や将来都市構造などを示す「全体構想」、都市を構成する土地利用や交通体系などの分野ごとにまちづくりの基本的な考え方や整備方針を示す「分野別構想」、地域ごとの特性や課題に対応し、地域のまちづくりの方針を示す「地域別構想」とし、実現化に向けた戦略につなげていきます。



※地域別構想は平成29年度以降、順次策定していきます。

図 山形市都市計画マスタープランの構成

## 第4節 計画期間と対象区域

### (1) 計画期間

都市計画は、都市施設の整備など、その目的の実現に長期的な時間を要するため、計画期間を平成28年度（2016年度）から平成47年度（2035年度）までの20年間とします。

### (2) 対象区域

市域の一体的な土地利用の誘導、都市機能の配置、関連計画との整合を図るため、市域全域を対象としますが、主に都市計画区域について計画を策定します。